

## 会 議 録

### 1 附属機関等の会議の名称

篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会

### 2 開催日時

平成31年2月6日（水）午前10時00分から11時30分まで

### 3 開催場所

篠山市民センター研修室2

### 4 会議に出席した者の氏名

- (1) 委 員 山取武会長、川端登副会長、黒田龍二委員、三輪康一委員、今井進委員、松尾俊和委員、栗野章治委員、降矢吉彦委員、竹見聖司委員、赤松一也委員、田村隆章委員
- (2) 執行機関 教育委員会事務局文化財課 村上課長、植木係長、伊藤主査、山本（記録）

委員13名中11名出席、2名欠席

篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第9条第3項の規定に基づき、委員の過半数の出席により、審議会成立

### 5 傍聴人の数

0人

### 6 議題及び会議の公開・非公開の別

全て公開

### 7 非公開の理由

該当なし

### 8 会議資料の名称

平成30年度篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会資料

### 9 審議の概要

#### (1) 開会

#### (2) 会長あいさつ

山取会長よりあいさつ

#### (3) 報告事項

##### 1) 第1号 平成30年度町並整備事業の実施状況について(植木係長より説明)

(委 員) 吉田家の屋根葺替え工事については、最初からガルバリウムによる葺替えで計画されたのか。建築当初からトタン葺きだったのか。

- (事務局) 建築当初からトタン葺きだった。今回、トタン葺きでの施工を検討したがトタンを入手できず、ガルバリウム鋼板による葺替えを行った。
- (委員) 塀の構造材はほぼ取り替えたのか。もとの部材はどのくらいの割合で残っているのか。
- (事務局) 内部の竹小舞については再利用しているが、外壁の柱、杉板については一部再利用しているがほぼ取替えた。
- (委員) 建物の痕跡等はどのように確認されているのか。
- (事務局) 写真による確認を行っている。
- (委員) 保存修理事業にかかる資料についてはどのように保管されているのか。
- (事務局) データにより保管している。
- (委員) それらのデータを保管し、蓄積しておくことで、事業の詳細を記録した立派な報告書を作成することができる。
- (委員) 保存修理事業ではいつの時代に戻すのかが重要だと考える。吉田家は建築当初からトタン葺きとのことだが、麻田家はブロック塀の瓦葺きとなっている。景観から考えると吉田家も瓦葺きの方が望ましいのではないかと感じる。
- (事務局) 吉田家は当初からトタン葺きであったことから復原工事を行った。麻田家は修景としての工事であるため福住地区において一般的なデザインであり、近隣に設置されている塀を参考に瓦葺きとした。
- (委員) 保存修理事業については我々学識経験者と文化庁で指導を行っている。保存修理事業は次の3つに分類される。一つ目は「復元」で素材が残っておらず、学者が素材について検討を行う。二つ目は「復原」で素材がかなり残っているため、素材から分かる範囲のことをきちんと行う。三つ目は「整備(修景)」で現状よりもう少し整えようというもので、根拠がない。保存修理事業では二つ目の「復原」に重きを置いている。「復元」、「整備(修景)」はかつての現実から乖離している。吉田家の修理については「復原」と「整備(修景)」の間ぐらいになってくる。素材を残すことができなかつたという意味では「復元」になる。

2) 第2号 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について(植木係長より説明)

- (委員) 建築基準法第22条の適用除外について、安間家史料館の長屋門は放水銃を設定されているのか。設置されているなら、維持管理のための点検を実施されているのか。
- (事務局) ドレンチャーを設置しており、設備については年1回点検を行っている。
- (委員) 設備点検等、維持管理にはどのくらいの経費がかかるのか。条例が整備されていても、維持管理等の支援制度が整備されていなければ実施できない。
- (事務局) 通常の維持管理については個人にお願いすることになるが、文化庁と相談の上、支援制度の整備を検討していきたい。また、設備点検等については、ガイドラインを慎重に策定の上、消防署など関係機関と連携しながら防災計画に盛り込んでいきたい。

#### (4) 議案

##### 1) 第1号 平成31年度町並整備事業の実施計画について【承認】

(植木係長より平成31年度の事業計画について説明)

(委員) 篠山地区の雄山家は元々神主さんの家なのか。江戸期の武士の住宅を改修して神主さんが住まわれていたのか。建築当初から神主さんの住宅ということであれば貴重なため慎重に事業を行わなければならない。調査をお願いする。

福住地区財産管理組合の事務所は建築当初から管理組合の建物だったのか。

(委員) 福住地区財産管理組合の事務所は個人の家を管理組合が事務所として買い取った。

(委員) 2020年の伝建協全国大会の時期はいつか。

(事務局) オリンピック開催の年であり、文化庁の日程に合わせることになる。

(委員) 主会場はどこになるのか。

(事務局) 昨年12月に伝建協全国大会実行委員会を起ち上げ、会場等について現在協議中である。篠山地区、福住地区の両地区が会場となる。ただし、大きな会場は篠山地区になるかと思う。

(委員) 宿泊施設の手配も必要になる。全国大会の参加者は400人規模とかなりの規模である。大会に関する情報については折にふれお知らせいただきたい。東部地区のまち協が連携して伝建協全国大会に取り組みたいと考えている。出来るだけ早く情報提供願う。

(事務局) 全国大会の日程が決定していないことから、宿泊施設の予約もできていない状況である。オプションツアーとして市全体のツアーを実施することも可能である。

(委員) 他の伝建地区でも2か所、あるいは数か所に会場が分かれることはあるのか。

(事務局) 加賀市での大会においても複数会場となっていた。会場から会場までの移動時間が30分程度かかった。

(委員) 移動手段も含めて検討されたい。

(委員) 篠山地区だけで年間7、8件の保存修理事業が採択されてきたが、最近では3件となっている。この先もこの状況が続くのか。将来的に今以上になる見込みはあるのか。

(事務局) 国全体の保存修理事業の予算額は20億円と規模が小さい。昨年、国会議員による議連が起ち上げられ、予算額の引き上げを国に求めていく予定である。今後、予算額が増額される可能性もある。

(委員) 地区内の建物は状態がひどく、単年度ではたくさん修理できない。翌年度以降に修理を行おうとすると、採択されるまでに時間を要する。時間の経過により建物の傷みが更に激しくなり、修理費もかさんでくる。複数年にまたがる修理については、将来的に検討する課題かと思う。

(事務局) 福住地区の住吉神社の修理事業について、建物の規模が大きいことから2カ年事業として行ったことはある。今後、要望件数が減れば複数年にまた

がる事業もできるかもしれないが、現状では難しい。

(委員) 建築物が国、県の指定文化財となるよう、取組みを進めていただきたい。  
行政の努力をお願いします。

(事務局) 伝建地区内の川端家住宅、西坂家住宅は市の指定文化財であり、小林家長  
屋門が県の指定文化財となっている。修理事業に関しては伝建の補助事業  
の方が活用しやすい。

(委員) 指定文化財の補助事業であれば継続支援が可能となる。

2) 第2号 市名の変更に伴う地区名の変更について【承認】

(植木係長より説明)

質疑なし

(5) 閉会 (川端副会長よりあいさつ)